

令和6年度岩沼市住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金のご案内

この給付金は、物価高騰の影響が特に大きい、**住民税非課税世帯**を支援する給付金です。**受給するためには、手続きが必要です。**

A：令和6年度住民税非課税世帯給付金（3万円/1世帯）

B：令和6年度こども加算給付金（2万円/1人）

1. 支給対象世帯

A：令和6年度住民税非課税世帯給付金

令和6年12月13日（基準日）に岩沼市に住民登録があり、**令和6年度住民税非課税者**で構成される世帯

B：令和6年度こども加算給付金

Aに該当する世帯で、平成18年4月2日から令和7年6月2日までに生まれたこどもがいる世帯

※こどもが世帯主である場合、児童養護施設・乳児院・障害児入所施設・児童心理治療施設等へ入所している場合は対象外

2. 給付金の支給額

A：1世帯当たり3万円

B：こども1人当たり2万円

3. 申請期限

A・B：令和7年6月2日(月)（消印有効）

※Bのうち、令和6年12月14日から令和7年6月2日までに出生したこどもがいる場合は、ご自身でこども加算分の申請書入手し提出する必要があります。申請期限は、**令和7年6月9日(月)（消印有効）**です。

申請期限までに申請がない場合は、申請を辞退したとみなします。また、提出書類に不備があり、期限までに不備修正等が行われず、連絡や確認が取れず、申請の不備が解消されなかった場合は、申請は取り下げられたものとみなします。

4. 送付書類 ※手続きが必要です。

令和6年度の住民税情報から対象世帯であることが確認できた世帯

世帯全員が令和6年1月1日以前から
岩沼市に居住している場合

世帯の中に令和6年1月2日以降に
転入された方がいる場合

確認書が届きます。

裏面「①」を確認してください。

申請書が届きます。

裏面「②」を確認してください。

5. 給付金の手続き

① 確認書が届いた世帯

- 要件を確認し、要件を全て満たしている場合には、確認欄にチェック☑をし、世帯主氏名・確認日・連絡先を記入してください。
※要件を全て満たさない場合は、支給の対象となりません。
- 確認書に口座番号が記載されていない場合又は記載されている口座に変更がある場合は、口座情報についての記入が必要です。
- 詳細については、同封しました記入例を参照願います。
- こども加算の対象となるこどもがいる場合は、令和6年度住民税非課税世帯給付金の確認書に、こども加算の確認書も同封します。
※令和6年12月14日から令和7年6月2日までに出生したこどもがいる場合は、ご自身でこども加算分の申請書を入手し提出する必要があります。

② 申請書が届いた世帯

- 受給要件（申請書裏面に記載の「誓約・同意事項」）を確認し、要件を全て満たしている場合、申請書に必要事項を記入してください。
※要件を全て満たさない場合は、支給の対象となりません。
- 添付書類（本人確認書類の写し、通帳の写し）を提出してください。
- 詳細については、同封しました記入例を参照願います。
- こども加算の対象となるこどもがいる場合は、令和6年度住民税非課税世帯給付金の申請書に、こども加算の確認書も同封します。
※令和6年12月14日から令和7年6月2日までに出生したこどもがいる場合は、ご自身でこども加算分の申請書を入手し提出する必要があります。

6. 支給時期

- 給付金の支給時期は、市が確認書を受理した日から、約1か月から1か月半後を目安（確認書・申請書に不備がない場合）に順次支給します。
- 振込完了後、通知を送付しますので、振込日は通知にて確認願います（個別の振込日の問い合わせには対応しておりません）。



住民税非課税世帯等に対する各種給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

給付金コールセンター・給付金事務センター

住 所：宮城県岩沼市里の杜三丁目4番15号（総合福祉センター内）

電 話：0223-23-0369

受付時間：8:30～17:15（平日）